

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	戸田工業株式会社
【英訳名】	T O D A K O G Y O C O R P .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 賣來 茂
【本店の所在の場所】	広島市南区京橋町 1 番23号 三井生命広島駅前ビル
【電話番号】	(082) 577 - 0055 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営管理本部長 長瀬 光範
【最寄りの連絡場所】	広島市南区京橋町 1 番23号 三井生命広島駅前ビル
【電話番号】	(082) 577 - 0055 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営管理本部長 長瀬 光範
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の当社第82期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額172,783,023円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,455,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,455,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類等をインターネットで開示できるように規定を新設する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、久保田正、竇來茂、中川卓男、岡宏、桑野秀光、大堀英生の6氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中川隆行氏を選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任取締役 高橋精一氏、井上善雄氏及び宮崎勉氏並びに退任監査役 三島啓男氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈し、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任する。

また、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴い、第3号議案の承認により重任した取締役久保田正、竇來茂、中川卓男、岡宏の4氏及び在任中の監査役大本宜司、高野幹夫、千賀明雄の3氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で打切り支給し、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任すること、支給の時期は各氏の退任時とする。

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	32,912	134	0	(注)1	可決(89.10%)
第2号議案	32,911	135	0	(注)2	可決(89.10%)
第3号議案					
久保田正	31,939	1,107	0		可決(86.46%)
寶來茂	32,583	463	0		可決(88.21%)
中川卓男	32,851	195	0	(注)3	可決(88.93%)
岡宏	32,855	191	0		可決(88.94%)
桑野秀光	32,864	182	0		可決(88.97%)
大堀英生	30,557	2,489	0		可決(82.72%)
第4号議案	32,869	177	0	(注)3	可決(88.98%)
第5号議案	31,255	1,791	0	(注)1	可決(84.61%)
第6号議案	32,495	551	0	(注)1	可決(87.97%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上